

ウェブ会議や書面会議等による審議会等の委員等報酬の支出について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、附属機関である審議会等の開催にあたり、感染防止の観点から、ウェブ会議や書面会議等にて、会を開催する場合等の委員等報酬の支出については、以下のとおり取り扱います。

なお、報償費についても、準用することといたします。

記

【ウェブ会議や書面会議等にて、会を開催する場合等の委員等報酬の取り扱い】

会議形態等	委員等報酬の支出
ウェブ会議	有
書面会議	有
その他、情報提供に留まるもの	無

※ これら以外の状況について、判断に悩まれる場合は、財政課まで、ご相談いただきますようお願いいたします。